

宮城県公報

行 城 宮
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
(総務部県政情報・文書課)
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○令和二年宮城県告示第九百二十八号（宮城県資源管理方針）の一部改正

（水産業基盤整備課）

一

○保安林の指定

（森林整備課）

三

○保安林の指定の予定

（同）

三

○保安林の指定の予定

（同）

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

（警察本部会計課）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（水産業振興課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（教育庁教育企画室）

六

告 示

○宮城県告示第三百四十三号

令和二年宮城県告示第九百二十八号（宮城県資源管理方針）の一部を次のように改正し、令和六年五月十四日から施行し、同年三月二十六日から適用する。

令和六年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八の9の次に次のように加える。

10 まごがれい宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和十年までに中位以上に回復させる。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づ

づく指標等を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

11 つのなしおきあみ（いさだ）宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和十年までに中位以上に回復させる。なお、定期的な見直しの際に、科学的な知見及び継続している海洋環境の変動の影響を強く受けていることを踏まえ、資源管理の方向性の再検討を行う。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

12 いかなぎ類（いかなご及びおおいかなご）宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和十年までに増加とする。なお、定期的な見直しの際に、科学的な知見及び継続している海洋環境の変動の影響を強く受けていることを踏まえ、資源管理の方向性の再検討を行う。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

13 えぞあわび宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和十年までに中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

14 しろさけ(日本系)宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

継続的な海洋環境の変動や高水温の影響を強く受けていることから、当面は、宮城県さけます増殖振興プランを踏まえ、前年度の尾数を二十パーセント上回る稚魚の放流を行えるだけの資源の確保(令和八年度に放流尾数二千四百万尾)を目指すものとし、定期的な見直しの際に、科学的な知見に基づき、方向性の再検討を行う。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当

該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

15 まあなご宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

16 あかがい宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

17 うばがい宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成三十年から令和四年の平均値（七十トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

18 こたまがい宮城県海域

(一) 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成十八年から平成二十二年の平均値（五十九トン）程度に維持する。定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

19 ひらめ太平洋北部系群

(一) 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

特になし

○宮城県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和六年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城県郡利府町赤沼字二本棚四四の一・四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(六) 四百五十名以上が使用する本調達案件と同種のインターネット分離製品について、過去に納

入及び設定・調整を行った実績を有すること。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和六年五月二十四日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七二七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和六年六月六日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和六年六月二十日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年六月二十一日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. June 20, 2024, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Internet separation server for Miyagi Prefectural Police - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters June 21, 2024, 9 : 30 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水産技術総合センター種苗生産施設各機器維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部水産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社フソウ東北支店 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

五 落札金額 三千百三十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年二月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和六年度ICT支援員配置業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年四月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目十九番二号

五 落札金額 三千六百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年四月二日